

埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、視覚障害者の旅客駅ホームからの転落防止を図り、既設鉄道線での内方線付き点状ブロックの普及を促進するため、鉄道事業者が行う補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該鉄道事業者に対し補助をする市町村（ただし政令指定都市は除く。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は次の（1）または（2）に該当する駅において行う内方線付き点状ブロックの整備に関する事業とする。ただし、国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費補助金、鉄道駅総合改善事業、社会資本整備総合交付金及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金は除く。）、国庫負担金及び他の県費補助金が交付される事業は除く。

（1）乗降客数が1日3千人以上の駅

（2）駅周辺に視覚障害者が定期的に通う施設が存在する等、視覚障害者の利用が多い駅

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業に必要な経費のうち、内方線付き点状ブロックの整備に係る経費及び関連附帯工事に係る経費（いずれも設計費は除く。）とする。

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、補助対象経費の6分の1以内、かつ、市町村負担額の2分の1以内で知事の定める額とする。ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては、補助対象経費の9分の1以内、かつ、市町村負担額の3分の1以内で知事の定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる駅が軌道法施行規則第21条第2項第4号に規定する料金又は鉄道事業法施行規則第34条第1項第4号に規定する料金に係る制度（以下この項において「鉄道駅バリアフリー料金制度」という。）の

適用を受ける場合における前条の補助対象経費に対する補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

一 前項の規定による額

二 前条の補助対象経費から鉄道駅バリアフリー料金制度により充当される額を減じた額の4分の1（前年度の普通交付税不交付団体に対しては6分の1）以内、かつ、市町村負担額の2分の1（前年度の普通交付税不交付団体に対しては3分の1）以内で知事の定める額

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、別に定める書類とする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業内容の変更等の承認申請等）

第7条 補助対象事業者は、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象事業の重要な部分に関するもの以外の変更で、補助対象経費の額に変更を生じない範囲の変更とする。

（状況報告等）

第8条 補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は必要に応じて、補助対象事業の遂行の状況等について調査できるものとする。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（補助対象事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内、又は当該補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

（交付額確定通知書の様式）

第10条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第11条 市町村は、市町村補助金を交付する鉄道事業者に対し、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供させないものとする。ただし、市町村が補助金の全部に相当する額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市町村は、鉄道事業者による前項の処分を承認しようとするときは、あらかじめ、様式第6号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 鉄道事業者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、補助金の全部又は一部を市町村から県に返還させることができるものとする。

（書類の整備等）

第12条 市町村は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、平成25年8月2日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年5月31日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月28日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年6月20日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。